

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に
当たるときは、
翌日の日)

目 次

◇規 則 鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則 (障害福祉課)

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (建築課)

公布された規則のあらまし

◇鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

- 一 県立境港通勤寮の使用料の額を次のとおり引き上げることとした。(別表関係)
 - 1 入所者の収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、三〇〇円 (現行 一九、一一〇円) を超える場合 一人月額 一九、三〇〇円 (現行 一九、一一〇円)
 - 2 入所者の収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額が一九、三〇〇円 (現行 一九、一一〇円) 以下の場合 一人月額 収入月額から必要経費及び八、〇〇〇円を控除した額
- 二 この規則は、平成七年八月一日から施行することとした。

◇鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
一 増設した県営住宅の家賃を次のとおり定めることとした。(別表関係)

団地名	種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額
湖南団地	第二種県営住宅	一一号から一四号までの住宅	四	二〇、一〇〇円
栄第一団地	〃	九号から一四号までの住宅	六	二〇、〇〇〇円
成美団地	〃	一六号から一九号まで及び三四号から三七号までの住宅	八	二〇、〇〇〇円

二 建替え及び住戸改善を実施した県営住宅の家賃を次のとおり変更することとした。(別表関係)

団地名	種別	住戸番号	戸数	一月の家賃額	
				現行	改正後
面影団地	第一種県営住宅	三一一号から三一二号までの住宅	三	一四、三〇〇円	三三、二〇〇円
		三二〇号から三二二〇号まで、三三〇号から三三三〇号まで及び三三四〇号から三三四〇三号までの住宅	九	一四、三〇〇円	三三、七〇〇円
八幡団地	第二種県営住宅	一一〇号から一一五号まで、一一二〇号から一一二〇五号まで及び一一三〇一号から一一三〇五号までの住宅	一五	九、一〇〇円 九、三〇〇円 八、八〇〇円	三五、二〇〇円

三 この規則は、平成七年八月一日から施行することとした。ただし、面影団地に
関する部分は、同年九月一日から施行することとした。

規 則

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則六十号

鳥取県立境港通勤寮管理規則の一部を改正する規則

鳥取県立境港通勤寮管理規則（昭和四十八年三月鳥取県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表の表中「一九、一一〇円」を「一九、三〇〇円」に改める。

附 則

この規則は、平成七年八月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年七月二十八日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県規則六十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和三十七年十二月鳥取県規則第七十号）の一部を次のように改正する。

別表湖南団地の項中

七号から一〇号までの住宅

四 一一、三〇〇円

七号から一〇号までの住宅
一一号から一四号までの住宅

住宅 四 一一、三〇〇円

住宅 四 二〇、一〇〇円

に改め、同表面影団地の項中

九号から六四号までの住宅

五六 一四、三〇〇円

九号から四〇号までの住宅

三三二 一四、三〇〇円

一四六号、一四七号、一四九号から一五二号まで、
一五五号及び一五六号の住宅

八 二六、

三〇〇円

を

〃	〃	〃
一四六号、一四七号、一四九号から一五二号まで、 一五五号及び一五六号の住宅	三一〇一号から三一〇三号までの住宅	三一二〇一号から三一二〇三号まで、三一三〇一号から三一三〇三号まで及び三一四〇一号から三一四〇三号までの住宅
八	三	九

<table border="1"> <tr> <td>八</td> <td>四、七〇〇円</td> </tr> </table>		八	四、七〇〇円	同表栄第一団地の項中 栄第一 第二種 営住宅	<table border="1"> <tr> <td>一〇一〇号から一〇一五号まで、一〇二〇号から一〇二五号まで及び一〇三〇号から一〇三五号までの住宅</td> <td>一五三五、二〇〇円</td> </tr> </table>		一〇一〇号から一〇一五号まで、一〇二〇号から一〇二五号まで及び一〇三〇号から一〇三五号までの住宅	一五三五、二〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>二号までの住宅</td> <td>六</td> <td>九、一〇〇円</td> </tr> <tr> <td>八号までの住宅</td> <td>六</td> <td>九、三〇〇円</td> </tr> <tr> <td>六号までの住宅</td> <td>八</td> <td>八、八〇〇円</td> </tr> </table>		二号までの住宅	六	九、一〇〇円	八号までの住宅	六	九、三〇〇円	六号までの住宅	八	八、八〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>二六、三〇〇円</td> <td>三三、二〇〇円</td> <td>三三、七〇〇円</td> </tr> </table>		二六、三〇〇円	三三、二〇〇円	三三、七〇〇円
八	四、七〇〇円																							
一〇一〇号から一〇一五号まで、一〇二〇号から一〇二五号まで及び一〇三〇号から一〇三五号までの住宅	一五三五、二〇〇円																							
二号までの住宅	六	九、一〇〇円																						
八号までの住宅	六	九、三〇〇円																						
六号までの住宅	八	八、八〇〇円																						
二六、三〇〇円	三三、二〇〇円	三三、七〇〇円																						
を		に改め、		を		に改め、同表八幡団地の項中																		
<table border="1"> <tr> <td>栄第一 団地</td> <td>第二種 営住宅</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>九号から一四号までの住宅</td> <td>一号から八号までの住宅</td> </tr> </table>		栄第一 団地	第二種 営住宅	〃	〃	九号から一四号までの住宅	一号から八号までの住宅	を		を		<table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>四九号から五</td> <td>四三号から四</td> <td>三七号から四</td> </tr> </table>		〃	〃	〃	四九号から五	四三号から四	三七号から四					
栄第一 団地	第二種 営住宅																							
〃	〃																							
九号から一四号までの住宅	一号から八号までの住宅																							
〃	〃	〃																						
四九号から五	四三号から四	三七号から四																						

<table border="1"> <tr> <td>〇〇〇円</td> <td>〇〇〇円</td> </tr> </table>		〇〇〇円	〇〇〇円	附 則 この規則は、平成七年八月一日から施行する。ただし、面影団地に関する部分は、同年九月一日から施行する。	<table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>二六号から二九号まで及び三四号から三七号までの住宅</td> <td>二二号から二五号までの住宅</td> </tr> <tr> <td>八二〇、</td> <td>五九、</td> </tr> </table>		〃	〃	二六号から二九号まで及び三四号から三七号までの住宅	二二号から二五号までの住宅	八二〇、	五九、	<table border="1"> <tr> <td>〃</td> <td>二二号から二五号までの住宅</td> <td>五</td> <td>九、〇〇〇円</td> </tr> </table>		〃	二二号から二五号までの住宅	五	九、〇〇〇円	<table border="1"> <tr> <td>宅</td> <td>八</td> <td>四、七〇〇円</td> </tr> <tr> <td>六</td> <td>二〇、〇〇〇円</td> <td></td> </tr> </table>		宅	八	四、七〇〇円	六	二〇、〇〇〇円	
〇〇〇円	〇〇〇円																									
〃	〃																									
二六号から二九号まで及び三四号から三七号までの住宅	二二号から二五号までの住宅																									
八二〇、	五九、																									
〃	二二号から二五号までの住宅	五	九、〇〇〇円																							
宅	八	四、七〇〇円																								
六	二〇、〇〇〇円																									
に改める。		を		を		に改め、同表成美団地の項中																				